

厚生労働省におけるがん対策関係予算について

施策の方向性

- がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている現状及び本年6月に制定されたがん対策基本法を踏まえ、総合的かつ計画的にがん対策を推進する。
- 平成19年度に策定する「がん対策推進基本計画」を見据え、がん対策基本法に定める基本的施策及び参議院厚生労働委員会における附帯決議事項を着実に実施する。

＜19年度予算案のポイント＞ 19年度当初内示：212億円
18年度補正予算案：15億円

18年度予算額 161億円 ⇨ 合計 227億円

1. がん予防・早期発見の推進 30億円

① 効果的で質の高いがん検診の普及 6.8億円

- 新 ・がん検診の精度管理を向上させるためのデータベースを構築する。
- 新 ・デジタル式マンモグラフィ導入機関に対し、マンモグラフィによる乳がん検診におけるコンピュータ診断支援システムの導入の支援を図る。
- ・マンモグラフィ検診従事者に対する研修を実施することにより、乳がん検診の精度向上を図る。
- 〔 ・マンモグラフィによる乳がん検診の診断精度の向上を図るため、遠隔診断により支援を行うモデル事業を実施する。(18年度補正) 〕

② がん予防の推進と普及啓発 24億円

- 新 ・がんの予防等に関するパンフレットや小冊子を作成し、国民に対する普及啓発を行う。
- ・肝がんの予防に重要なウイルス性肝炎に関する研究を重点的に推進する。

2. がん医療水準均てん化の促進と情報収集提供体制の整備 90億円

① がん専門医等がん医療専門スタッフの育成 3.6億円

- ・がん医療(化学療法、放射線療法、緩和ケア等)専門スタッフの育成のための研修を実施する。

② がん診療連携拠点病院の機能強化と診療連携の推進 54億円

- 新 ・がん診療連携拠点病院の機能強化を行うとともに、地域医療機関との診療連携を推進する。
- ・放射線治療の更なる促進を図るため、がん診療連携拠点病院に対し、高性能かつ先進的な放射線治療機器の整備の緊急支援を行う。
- 〔 ・病理医の配置が十分でないがん診療連携拠点病院に対し、遠隔画像診断が可能な体制を整備する。(18年度補正) 〕

③ 国立がんセンター東病院通院治療部(仮称)の設置 27百万円

④ 地域の特性を踏まえた対策の推進 15億円

- ・がん対策基本法の施行に伴い、都道府県が新たに実施する地域特性を踏まえた事業や先駆的な事業等に対する支援を行う。

⑤ がん医療に関する情報の収集提供体制の整備 17億円

- 新 ・国立がんセンターに設置した「がん対策情報センター」において、がん医療に関する最新の情報の収集提供体制を整備する。
- ・がん登録の実施に関する調査・精度管理、指導を実施する。

3. がんの在宅療養・緩和ケアの充実 4.6億円

① 在宅緩和ケア対策の推進

2.1億円

新

- ・在宅における緩和ケアを希望する患者等に対する総合的な相談・支援を行う「在宅緩和ケア支援センター」を設置する。
- ・在宅ホスピスケアの専門的な技術を有する看護師のアドバイザー派遣や普及啓発を行う。

② 緩和ケアの質の向上及び医療用麻薬の適正使用の推進

2.5億円

新

- ・臨床現場で活用できる「緩和ケアマニュアル(仮称)」の作成や一般国民等に対して緩和ケアについての普及啓発を行う。

新

- ・医療用麻薬の適正使用を推進するため、講習会の開催及びマニュアル作成の検討を行う。

4. がんに関する研究の推進及び医療技術の開発振興 87億円

- がんに関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上などの研究の成果を普及、活用する。

<参考>

がん対策基本法の概要

がん対策を総合的かつ計画的に推進

